

京都市告示第195号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成25年3月27日付けで認可した角倉町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月25日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 角倉町自治会

代表者の 氏名	代表者の住所	(期間)
谷垣 誠	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町10番地11	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
細川 恒治	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町8番地5	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
山口 隆	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町10番地13	令和5年4月1日から 令和6年4月7日まで
近藤 昌司	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町3番地2	令和6年4月8日から 令和7年4月5日まで
石井 正	京都市右京区嵯峨天龍寺今堀町16番地5	令和7年4月6日から 令和8年4月11日まで
坂崎 仁	京都市右京区嵯峨天龍寺今堀町15番地3	令和8年4月12日から

(文化市民局地域自治推進室)